

女性支援法への対応について

1 現状と課題

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が施行された。本区は、既に様々な所管で女性からの相談を受けており、関係課と連携しながら対応しているが、複合的な相談に対しての庁内の連携体制に課題がある。

そのため、庁内の連携体制を整理するとともに、はばたき21相談室(以下、「相談室」という)の機能を拡充する必要がある。

2 庁内の連携体制 別添参照

新たに女性専用の窓口を設けるのではなく、複数課にまたがるような相談で、調整が困難かつ複雑な案件については、相談室が調整機能を担い、必要に応じて支援調整会議(※)を実施する。

なお、若年女性の性暴力被害や、成人女性の親や親族等からの暴力についての相談は、新たに相談室で受けることとし、相談機能の拡充を図る。

また、若年女性へのDV防止等の啓発活動を充実していく。

※支援調整会議は、個別ケース会議と代表者会議の二層を設置

- ・個別ケース会議は必要に応じて開催
- ・代表者会議は既存の配偶者暴力対策連携会議(区内4警察署も参加)に民間団体を加え開催

3 はばたき21相談室の機能拡充

- ・人員体制の強化
※相談員の増員を図るとともに女性相談支援員として位置づける
- ・AI相談支援システム導入
- ・支援調整会議の実施
- ・対応する相談内容の拡充
- ・相談員の資質向上のための研修の充実
- ・若年女性へのDV防止等の啓発活動の充実
- ・民間シェルターの確保
- ・ファイナンシャル・プランナー相談
※離婚を考えるにあたって、経済的な見通しを立てたいという要望に対応する

4 予算額(案)

15,746千円

5 今後の予定

令和7年10月 AI相談支援システム稼働

女性支援法の相談フロー 庁内連携イメージ（令和7年度～）

